

令和 4 年 3 月 29 日

各都道府県林務担当部長 殿

林野庁森林整備部計画課長  
治山課長

森林経営計画に基づく計画的な保安林における皆伐による立木の伐採について

我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を中心に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が主伐期を迎えている。

このため、充実した森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林経営計画の作成等の取組を促進するとともに、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林として計画的に指定し、効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めているところである。

今般、地方公共団体からの提案を受け策定された「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）を受け、森林経営計画の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者（以下「認定森林所有者等」という。）が、当該森林経営計画に基づき保安林において計画的に皆伐による立木の伐採を実施できるよう、森林経営計画制度及び保安林制度の事務の実施に当たっては、下記事項について御了知いただき、貴管下市町村への周知方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 の規定に基づく技術的助言として取り扱われるものであることに御留意願いたい。

## 記

### 1 保安林における早期の皆伐による伐採許可申請について

保安林において森林経営計画に基づく皆伐を行う場合には、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項の規定に基づく伐採許可申請の期間が限られていること、同条第 3 項の規定に基づき公表する皆伐面積の限度によっては、森林法（昭和 26 年法律 249 号）第 34 条第 4 項の規定に基づき当該伐採の面積を縮減する可能性があること等を踏まえ、認定森林所有者等が毎年度可能な限り早期に申請を行うことが森林経営計画の着実な実行に効果的で

あること、伐採申請の許可を受けた後、皆伐の面積に変更が生じた場合には、再度伐採許可申請をすることによって変更が可能であること、これらの申請について地方公共団体から認定森林所有者等に促すことが可能であること

## **2 都道府県と市町村の連携について**

保安林における皆伐による立木の伐採に係る許可権限を有する都道府県と、森林経営計画の認定を行う市町村の間の情報共有が不可欠であることから、都道府県の担当者は、平素から市町村の担当者と密に連携を図ることが重要であること